



市民センター機能等のあり方

～住み続けたいまち大津の実現に向けて～

実施案
【概要版】



1. 市民センター機能等のあり方素案からの見直し点

素案	見直し後	見直し内容
広域支所 7支所 地域支所 3支所	全支所の存続	2024年度までは、36箇所の支所は全て存続し、業務内容や業務時間を見直す。
コミュニティセンター長(市職員)の配置(3年間)	全支所に職員を配置	2024年度までは、全支所に支所長及び窓口職員を配置する。
2020年4月に支所集約化及び公民館のコミュニティセンター化	市民センター機能等の再見直し	2020年4月に機能等を見直し、実施状況を踏まえ、2023年度から2年間かけて再見直しを検討。
	コミュニティセンターの地域による自主運営は段階的に移行	地域による自主運営は、公民館自主運営モデル事業やまちづくり協議会の設立等の状況も踏まえ、準備が整った学区から順次移行する。ただし、市民センター施設の維持管理は市が行う。
コスト削減額(年間) 4億2,108万円	コスト削減額(年間) 6億4,800万円	業務内容や業務時間の見直しによる人件費の削減

2. 市民センター機能等の見直しイメージ ～支所とコミュニティセンター～

現状



見直しの方向性



行政手続きの窓口
として存続



地域の豊かな
学びの拠点へ



地域防災の拠点
として存続



地域自治・
住民自治の拠点へ

見直し後



市民センター
施設は活用

見直し内容



- ・業務内容や業務時間の
見直し
- ・全支所に**職員配置**



- ・**コミュニティセンター化**
- ・地域による**自主運営**



・地域防災拠点



・まちづくり協議会
の活動拠点

2. 市民センター機能等の見直しイメージ ～人員配置～

現状



支所

支所長 1名

次長 1名

嘱託・臨時職員2～7名
(業務量に応じて)



公民館

生涯学習専門員(嘱託)
1名

見直し後



基幹となる支所

支所長 1名

次長
会計年度任用職員
1～6名
(業務量に応じて)

支所

支所長 1名

会計年度任用職員
1～2名
(業務量に応じて)



コミュニティセンター

コミュニティセンター長
(支所長兼務)

段階的
に移行



運営受託者(まち協等)

2. 市民センター機能等の見直しイメージ ～各機能の見直し概要～



- 2019(平成31)年度から移行準備を行い、**2020年4月に見直しを実施**
- 2024年度までは、支所は全て存続し、業務内容や業務時間を見直す
- 2024年度までは、全ての支所に**市職員を配置**



- 2020年4月に全ての公民館を**コミュニティセンター化**
- 2024年度までに、地域による自主運営の準備が整った学区から**指定管理者制度による運営へ移行**



- 新たな地域自治組織として「まちづくり協議会」の設立に向けた**財政的支援を2022年度まで実施**



- 初動支所班の強化と地域との**連携・支援体制等の強化**

3. 支所機能について ～見直し後の支所～



支所名	取扱業務	窓口時間
小松・木戸・小野・伊香立・真野・ 真野北・仰木・仰木の里・雄琴・ 日吉台・下阪本・唐崎・滋賀・ 山中比叡平・藤尾・長等・中央・ 富士見・石山・南郷・田上・上田上・ 青山・瀬田南・瀬田東	<ul style="list-style-type: none"> 3種類の証明書発行 (所得証明書・住民票の写し・ 印鑑登録証明書) 保険・年金・介護など福祉サービスに関する届出の受理 相談対応 	午前9時～午後3時
<p>地理的条件を考慮し、取扱業務を拡大</p> <p>葛川・大石</p>	<p>上記に加えて取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税証明書、戸籍謄抄本などの各種証明書発行 戸籍及び住民基本台帳の届出や市税に関する届出などの受理 公共料金取扱 	午前9時～午後3時
<p>施設規模や交通アクセス、業務量、配置バランスを考慮し、取扱業務及び窓口時間を拡大</p> <p>和邇・堅田・坂本・逢坂・平野・ 膳所・晴嵐・瀬田・瀬田北</p>		午前9時～午後5時

※現在、市役所の窓口時間を午前9時～午後5時に見直すことを検討中

3. 支所機能について

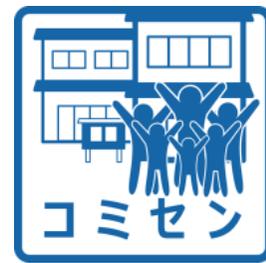
～見直し後の支所業務～



	支所業務として継続実施(25箇所)
証明書発行	<ul style="list-style-type: none"> 所得証明書 住民票の写し(全部・個人) 印鑑登録証明書
届出受理	福祉サービスに関する手続き <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金及び医療費助成に係る届出及び申請受理 介護保険に係る届出及び申請受理 生活保護法による傷病届の受理及び診療依頼書の交付 など
公共料金取扱	取扱終了
相談対応	対応

基幹となる支所で実施(11箇所)
左記の証明書に加えて、納税証明書、戸籍謄抄本などを発行
左記の手続きに加えて <ul style="list-style-type: none"> 出生届や転入届などの戸籍及び住民基本台帳の届出受理 印鑑登録に関する届出受理 市税に関する届出受理 など
取扱
対応





4. コミュニティセンターについて ～地域による自主運営のイメージ～



コミュニティセンター
(市の直営)



コミュニティセンター長
支所長が兼務



コミュニティセンター職員
支所職員が兼務

市の業務内容

- ・日常の維持管理業務
- ・貸館業務

- ・保守管理(清掃、警備等)
- ・維持点検(EV、防災設備等)
- ・施設補修
- ・まちづくり協議会等の運営支援

2024年度末
までに移行できる
学区から段階的に移行

市役所



コミュニティセンターの維持管理
にかかる費用は全て市役所が
負担



コミュニティセンター
(地域による指定管理)



コミュニティセンター職員
(まちづくり協議会等)

地域の業務内容

- ・日常の維持管理業務
- ・貸館業務
- ・自主事業(講座やイベント)

市(自治協働課)の業務内容

- ・保守管理(清掃、警備等)
- ・維持点検(EV、防災設備等)
- ・施設補修
- ・まちづくり協議会等の運営支援

5. 機能等の見直しに係る コストシミュレーション



※ 地域によるコミュニティセンターの自主運営を行う場合は1学区あたり314万円

6. 今後の機能等の見直しスケジュール

公共施設適正化計画期間		第1期					第2期				
ICT技術の活用		デジタルファースト(電子申請・電子納付)の調査・研究・検討期間			デジタルファースト法案施行予定						
市民センター機能等在り方検討		市民周知期間	より良い案検討期間	在り方実施計画策定移行準備期間		機能等見直し・指定管理移行期間			再見直し検討期間	新制度移行	
		2018(平成30)年度		2019(平成31)年度		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降
支所機能	意見交換会開催 業務量調査	より良い案策定	説明会 在り方実施計画策定	市民周知 移行準備	支所機能見直し					実施状況を踏まえ2年間かけて見直し検討	再見直し後の制度
防災機能	地域による地区防災計画・避難所運営マニュアル策定の支援		初動支所班の体制強化と地域自主防災会等との連携強化		直営コミュニティセンター・センター長(市職員)(支所長兼務)						
公民館機能	公民館管理運営一部業務委託(モデル学区)		モデル事業検証		コミセン移行準備		移行できる学区から指定管理者制度に移行				
地域自治機能	コミュニティセンター	指定管理業務の検討 フロアレイアウト検討		指定管理者制度移行準備		指定管理コミュニティセンター・センター長(地域)					
まちづくり協議会	設立支援補助金(平成30年度から平成34年度までの間で最長2年間・1学区通算上限40万円)					一括交付金運用 ※設立支援補助金 運営支援補助金は廃止					
		運営支援補助金(平成31年度から平成34年度までの時限補助金・1学区年間上限20万円)									